

1	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	事業用地適正化計画認定の日	1	平	・	・			円
	事業用地の所在地	2						
	26欄	事業用地の面積	3					
<p>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の13第1項」※1又は「同第4項」※2</p> <p>② 区分番号に、「00371」</p> <p>③ 当該別表十三(八)26欄の金額(当該金額が同表32欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>								
	交換等をした所有隣接土地等の面積	9						
	交換等の年月日	10	平	・	・			
	35欄	土地等の価額の額	11					円
<p>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の14第1項」※1又は「同第3項」※2</p> <p>② 区分番号に、「00372」</p> <p>③ 当該別表十三(八)35欄の金額(当該金額が同表42欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>								
	取得した土地建物等の価額	17						円
	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18						
	譲渡直前の帳簿価額(14)	19						
	取得資産等の価額(17)	20						
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	21						
	譲渡資産等の対価の額(11)	22						
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額(19) × (20 / (20 + 21) 又は (20 / 22))	23						
	圧縮限度額(20 - 23) × 0.8	24						
	圧縮限度超過額(18 - 24)	25						
	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26						円
	取得資産等の価額(17)	27						
	譲渡直前の帳簿価額(14)	28						
	譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29						
	譲渡資産等の対価の額(11)	30						
	(28 + 29) 又は (27 + 28 - 30)	31						
	圧縮限度額(27 - 31) × 0.8	32						
	圧縮限度超過額(26 - 32)	33						
	取得期間	34	平	・	・			
	特別勘定に経理した金額	35						円
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36						
	譲渡直前の帳簿価額(14)	37						
	譲渡資産の対価の額(11)	38						
	譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39						
	譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき(37) × (36 / 38)	40						
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(37) + ((36 - 38) / 38)	41						
	繰入限度額((36 - (39, 40 又は 41)) × 0.8)	42						
	繰入限度超過額	43						
<p>18欄</p> <p>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の</p> <p>① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の13第1項」※1又は「同第4項」※2</p> <p>② 区分番号に、「00371」</p> <p>③ 当該別表十三(八)18欄の金額(当該金額が同表24欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p>								

別表十三(八) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分